

平成 18 年度 第 4 回三条市廃棄物減量等推進審議会会議録

- 1 開催日時 平成 18 年 10 月 16 日（月）午前 9 時 30 分～11 時 00 分
- 2 会 場 市役所 4 階 第三委員会室
- 3 出席者等 委 員 西澤会長、五十嵐副会長、坂内委員、箕輪委員、棚橋委員、
大久保委員、柴沢委員、中村委員、野崎委員
（欠席 原田委員）
市 市民部長、生活環境課長、清掃センター長、栄サービスセ
ンター市民課長、生活環境課長補佐、清掃センター次長、
廃棄物対策係長
報 道 0 人
傍聴者 0 人

4 審議会記録

議長（西澤会長） 定刻になりましたので、審議会を開催します。
はじめに、議第 1 号一般廃棄物の効果的な減量等の方策について
の中間報告書の案を事務局説明願います。

事務局 <議第 1 号一般廃棄物の効果的な減量等の方策についての中間
報告書の案及び中間報告書に係るパブリックコメント実施に
ついて説明する>

議長（西澤会長） 質問をお受けします。

箕輪委員 P.4 の 6 行目、農産物の消費者を循環するバイオマス活用…の
いいまわしですがわかりにくい。もっと、一般市民にわかりや
すい表現の工夫が必要。
P.5 の一番下の行、民間廃棄物処理施設の処理料金の概ね 6 割
程度…のところの概ね 6 割程度という具体的数字を表現する必
要があるのか。業者によっては、必ずしも 6 割程度の金額では
ないという反論もあるだろう。この 6 割程度に代えて、業者の
営業を考慮した金額設定をしたとか、もう少し抽象的な表現で
いいのではないか。

事務局 審議会として、その方向でよろしければ修正します。

議長（西澤会長） 民間廃棄物処理施設の処理料金とのバランスも考慮しとか。…

事務局 ①市外からのごみの流入阻止、②近隣市町村の処理料金、③民間廃棄物処理施設の処理料金とのバランスを考慮した、以上3つの視点から別表の処理手数料を決めた。…という理由付けでどうでしょうか。

議長（西澤会長） いいでしょう。

野崎委員 P.5の6行目、事業系ごみのうち、三条市が条例により紙くず、木くず、動植物性残渣、繊維くずなどの産業廃棄物については、原則として受入を認めるべきではない…のところですが、事業系ごみは受入を認めるべきではないとなっていますが、零細企業も多くあり、量的にはそう多くないので受入を認めてほしい。

議長（西澤会長） 今の紙くず、木くず…のところの表現ですが、紙くずには一般廃棄物と産業廃棄物の紙くずとがあり、表現がわかりにくい。

事務局 紙くず、木くず、動植物性残渣、繊維くずなどの産業廃棄物ですが、それぞれ産業廃棄物の業種が指定されていて、例えば、紙くずですと印刷業や新聞業から出されるものが産業廃棄物に該当し、その他の業種(事業者)から出されるものは一般廃棄物です。該当する事業者がわかるような表現等に修正します。

議長（西澤会長） 紙くず、木くず…のところの表現ですが、三条市が条例により受入を認めている産業廃棄物については…と変えてはどうですか。

事務局 そのように修正します。

議長（西澤会長） P6の表ですが、産業廃棄物は許可制になるのだから、許可制を括弧書きで入れてはどうですか。

事務局 P6の表のうち、一般廃棄物と産業廃棄物とを区分し、産業廃棄物については許可制である旨を追加記載します。

- 議長（西澤会長） P1 の 1 行目の旧下田村…とあるが、旧栄町はないのですか。
- 事務局 三条市は旧三条市、旧栄町、旧下田村で構成されており、旧三条市、旧栄町は平成 15 年 10 月、旧下田村だけが平成 15 年 11 月からなので、こういう表記としました。なお、P1 の下から 7 行目の括弧書きの合併前の旧栄町、旧下田村のところの、旧栄町の前に旧三条市を入れさせていただきます。
- 議長（西澤会長） P2 一番最後の行の減量要素が見当たらない…とあるが、減量要素がないと改めてはどうか。
- 事務局 修正します。
- 議長（西澤会長） P3 の下から 7 行目の括弧書きの中で、表 1 年度別…のところに空白等を入れる。
P4、6 行目の「農産物の消費者を循環するバイオマス活用」を、「堆肥の活用による生産、消費を循環するバイオマス活用」としてはどうですか。
- 事務局 修正します。また、併せて図解を入れます。
- 議長（西澤会長） P4、「3 ごみ減量等推進に向けた基本的な考え方」の 4 行目のリサイクルの 3R について、注釈を付けたほうがいい。
同 7 行目の「種々のごみ減量化対策を」を、「ごみ減量化対策が」、同 11 行目の「ごみ総量の 45%を占める事業活動に伴い排出されるごみ量…」を単に「事業系ごみ」、同 12 行目の「減量化策や適正指導等を検討していく」を、「ごみ減量化の適正化指導等を強化していく」、P5、2 行目の「ごみ減量の一方策」を、「ごみ減量の方策」、P5、『4 一般廃棄物の効果的な減量等の方策について』の 6 行目の「来年 11 月を目途に」を、「平成 19 年 1 月を目途に」、P6、料金表の中で、「当該相当額」を、「その価額」…にそれぞれ改める。
- 事務局 修正します。
- 議長（西澤会長） 根本的なことで提案がある。経過措置の中で、最初 50 円(10

キロ当り)となっているが、もう少し高い料金から始めてもいいのではないか。

大久保委員 市民の皆さんは処理料金を倍率で比較する。最初 50 円(10 キロ当り)だとすると現行の 2 倍の値上げとなるが。

議長 (西澤会長) 現行 28 円(10 キロ当り)というのは、最大積載量相当量を搬入した場合のことと思う。平均ではどの程度になるか。

事務局 別表資料 2 のとおり、事業系ごみ 1 台当り、平均積載量で 1,100 キロ、処理料金で 4,500 円になります。

箕輪委員 いずれにしても、表面上値上げという数字がでるので、市民としては 50 円(10 キロ当り)でも、80 円でもかなり抵抗があると思う。ただ、今ほど事務局から説明のあった、最大積載量方式と実重量による従量制方式とで、実際分別をしてもってくると、実質的には値下げになるよといった説明を付け加えることで、表面上の金額(値上)に対する理解が得られるのではないか。初回、少し高めに設定して、2 年毎でなく、3 年毎にして、最終的に 120 円に持っていくのも一つの方法だと思う。

議長 (西澤会長) 実際、処理手数料が減るようでは困る。80 円(10 キロ当り)程度から始めるのが適切かと思うが。

箕輪委員 実質、市の収入が減れば、市の持ち出しになる。現行の収入総額と改定後の収入総額は、最低でもイコールでなければならない。

事務局 ごみ減量化対策として、料金の値上げが減量化方策として効果的だとなっているのに、実質的に収入が減ることは、ごみの減量化に結びつかないことになる。

五十嵐副会長 中間報告の段階ですが、ごみ減量化の基本的目標値が出てきていないのですが、やはり、基本はごみ減量化、料金を段階的に値上げしますだけでは、ごみの減量化は難しい。目標値を示して、これを達成するために、こういうかたち(料金を段階的に値

上げ)になったとしないと、なかなか見えてこない。

- 事務局 ごみの減量化の目標値については、循環型地域計画の中で、目標値を載せてあるが、本編の中には、年度毎の目標値を載せてある。それに沿ったかたちで、ごみの減量化を進めていかなければならない。平成 22 年度までには、ごみ総量の 2 割を減量していなければならない。その目標で進めたい。その策の一つが事業系ごみ処理手数料等の見直しとなります。
- 箕輪委員 市民は循環型地域計画を見るわけでもないので、市民にアピールするためにも、中間報告書の中にも、ごみ減量化の目標値を載せたほうがよいと思います。
- 議長（西澤会長） どうでしょう、異義がなければ、80 円(10 キロ当り)でスタートし、3 年毎に改定することとし、25 年度で 120 円(10 キロ当り)でどうですか。
そうすると、経過措置は平成 19 年度から 21 年度まで 80 円、平成 22 年度から 24 年度まで 100 円、平成 25 年度以降 120 円となります。
- 全委員 <異義なし>
- 議長（西澤会長） それで、先ほどのごみ減量の目標値の表ですが、どこに入れますか。
- 事務局 P4 の「3 ごみ減量等推進に向けた基本的な考え方」の中に目標値の表を入れます。
- 野崎委員 P4、6 行目バイオマス活用システムのところで、バイオマスの注釈もお願いしたい。
- 事務局 バイオマスの注釈を付けます。また、ほかでわかりにくいところには注釈を付けます。
- 議長（西澤会長） 他になければ、本日はこれで閉会します。